

5 職員の意識の醸成を図る取組について

(1) 危機管理に関する研修など、職員の意識の醸成を図るための取組

項目	施設数
取り組んでいる	43
取り組んでいない	5

【取組の主な内容】

- ・シエンクアクト訓練（緊急地震速報訓練）及び起震車体験を実施
- ・毎月設けているヘルメットの日と称した防災の日（ヘルメットをかぶる等の訓練を実施
- ・職員に対する災害対策教養及び非常時参集訓練、防災の日（9月1日）における全職員による大震災対策総合訓練を実施
- ・災害時参集訓練、伝達訓練、総合防災情報システムの入力研修
- ・定期に行う児童生徒及び職員を対象とした訓練（避難訓練等）において、事前の全職員による入念な打ち合わせ及び事後の検証・反省を実施
- ・危機管理マニュアルの作成、マニュアルの職員向け研修会、避難訓練を実施
- ・職場懇談会等でデスマクションを実施
- ・消防計画に基づく防災教育訓練時にDVDの放映などを実施
- ・危機管理マニュアルを全職員へ配付し、周知徹底の研修会を実施
- ・防災手帳を作成・配布
- ・自然災害等の対応について周知

第3 監査の実施結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査実施機関等に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 建築基準法及び消防法に基づく点検等について

当該法令に基づく点検について、点検の対象とならない施設以外、全ての施設で定期に点検が実施されていた。しかし、消防用設備等点検で確認された改善を要する事項について、順次改善が図られていたが、令和2年12月現在、未改善の施設が確認された。未改善の理由は、予算の確保に時間を要していることなどによるものであるが、広く県民が利用する施設であることに鑑み、関係機関との連携を密にし、速やかに改善されたい。

また、消防法に基づき定めなければならない防火管理者等については、選任されていない施設があった。選任されていない施設においては、防火管理者が届け出ることとされている消防計画の届出が行えないため、速やかに選任されたい。

2 災害等に応じた訓練の実施や対策等の検討について

消防法に基づく訓練について、特定防火対象物においては消防法施行規則に定められた訓練、非特定防火対象物においては各施設が消防計画に定めた訓練を実施しなければならぬとされているが、実施していない施設があり、その理由の多くは、新型コロナウイルス感染予防のため中止したものであった。火災が発生した際に職員が冷静かつ迅速な行動が取れるよう、消防署の指導の下、法令又は消防計画に定められた訓練を適正に実施されたい。

水防法に基づく洪水浸水想定区域又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に含まれる施設において、避難計画の作成及び訓練を実施している施設は少数であった。水防法及び土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた施設においては、法令で定められた避難計画の作成及び訓練の実施について、法令遵守の徹底を図りつつ、配慮を要する施設であることを十分認識し、速やかに対応されたい。避難計画の作成及び訓練の実施が法令で定められていない施設においても、災害時の被害を想定し、避難計画の作成及び訓練の必要性について検討の上、対応されたい。

また、富士山噴火における避難対象エリアに含まれる施設の半数が、噴火に備えた対策等について「検討中」であった。検討中の施設は検討を進め対策を講じられたい。更に、本年度中に予定されている富士山ハザードマップの改定に伴い、新たな対策や対策の更なる見直しの必要がないか、検討されたい。

災害により利用者が施設に留まることとなった場合における対応の検討状況は、全ての監査対象施設のうち16施設が「検討中」、7施設が「検討していない」であった。広く県民が利用する施設であることに鑑み、検討中の施設は検討を進め、未検討の施設はあらゆる状況を想定した対策を検討されたい。

更に、今回監査の対象とした施設のうち、2施設においてAEDが未設置であった。施設管理者がAEDの設置者でない場合、その管理責任が曖昧になることから、施設管理者による設置を検討されたい。また、不特定多数の県民等の出入りが少ない施設においても、救命の事態が発生した場合に備え、施設利用者の安全を確保する観点から、AEDの設置について検討されたい。

3 総合的な意見

今回の監査の対象とした自然災害等に係る安全対策については、全ての監査対象施設において、法令等に基づき概ね適正な対応が行われていたが、一部の施設において不適切な事例が認められた。

監査対象とした施設は広く県民が利用する施設であり、災害発生時等に施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図る必要がある。

県有施設の管理において、職員は、施設・設備の点検はもとより、火災や地震等の災害などが発生した際に、利用者の避難誘導、救護活動、初期消火など、発生直後の様々な応急対応に当たり、被害の拡大防止が図れるよう努められたい。

また近年、ゲリラ豪雨や台風など全国各地で異常気象による災害が多数発生していることから、全ての施設において不測の事態に対応できる知識・技術の習得や災害等に対する職員の意識の向上に積極的に取り組み、施設の安全管理等により一層努められたい。

なお、各災害に応じた対策等の検討に当たっては、県有施設における統一的な対応策が示されていないため、各施設が必要に応じた対策が検討できるよう、防災当局又は庁舎管理当局等で連携を図り、指導・助言が行える体制を整えられたい。

(別表) 監査対象施設一覧

No.	施設名称	監査対象機関 (指定管理導入施設においては、施設所管課)
1	県民文化ホール	文化振興・文化財課
2	富士山世界遺産センター	世界遺産富士山課
3	図書館	生涯学習課
4	八ヶ岳少年自然の家	生涯学習課
5	科学館	生涯学習課
6	博物館	博物館
7	美術館	文化振興・文化財課
8	考古博物館	考古博物館
9	文学館	文化振興・文化財課
10	青少年センター	生涯学習課
11	アイメッセ山梨	産業政策課
12	産業技術短期大学校	産業技術短期大学校
13	フラーセンター	食糧花き水産課
14	宝石美術専門学校	宝石美術専門学校
15	専門学校農業大学校	専門学校農業大学校
16	総合教育センター	総合教育センター
17	青穂福祉センター	障害福祉課
18	あけぼの医療福祉センター	障害福祉課
19	男女共同参画推進センター	県民生活総務課
20	消防学校	消防学校
21	本庁舎	財産管理課
22	南都農合同庁舎	富士・東部地域県民センター
23	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
24	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
25	東八代合同庁舎	総合県政事務所
26	富士吉田合同庁舎	富士・東部保健福祉事務所
27	森林総合研究所	森林総合研究所
28	福祉プラザ	障害者相談所
29	子どもこころサポートプラザ	中央児童相談所
30	産業技術センター	産業技術センター
31	総合農業技術センター	総合農業技術センター
32	富士山科学研究所	富士山科学研究所
33	山梨県総合交通センター	運輸本部運輸免許課
34	甲府警察署庁舎	甲府警察署
35	南甲府警察署庁舎	南甲府警察署
36	富士吉田警察署庁舎	富士吉田警察署
37	小瀬スポーツ公園	都市計画課
38	富士北麓公園	都市計画課
39	韭崎工業高等学校	韭崎工業高等学校
40	甲府工業高等学校	甲府工業高等学校
41	うぐいすの杜学園	うぐいすの杜学園
42	青洲高等学校	青洲高等学校
43	笛吹高等学校	笛吹高等学校
44	都留高等学校	都留高等学校
45	都留学院高等学校	都留学院高等学校
46	吉田高等学校	吉田高等学校
47	富士河口湖高等学校	富士河口湖高等学校
48	ふじざくら支庁学校	ふじざくら支庁学校